

## 遊び場における除草剤使用 Q&A

Q:農薬登録されている除草剤が知りたい。

農薬登録されている除草剤は、容器・包装に『農林水産省登録第〇〇〇〇〇号』の記載があります。以下のサイトで農薬登録の情報が検索できますのでご活用ください。

農薬登録情報提供システム(農林水産省)

<https://pesticide.maff.go.jp/>



Q:休園が必要な期間はどのくらいか。

除草剤の種類によっても違ってくるため、一概には言えません。除草剤のラベルに目安が記載されているのでそちらを参考に適切な期間をご判断ください。

Q:除草剤を使用することの周知方法に決まりはあるか。

明確な決まりはありません。どんぐりひろばのある町内会での回覧や、ひろば利用者に分かるよう事前の張り紙の掲示等の方法で周知していただきたいです。なお、本市が定めているマニュアルには、「風速が秒速1m で遮蔽物がない条件なら、飛散は50m以下という実験結果もありますので、周知する範囲を決める際の参考にしてください」と記載がありますので、できる限り広範囲に周知していただくのが望ましいです。

農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用マニュアル 屋外 農薬編(名古屋市)

[https://www.city.nagoya.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/034/193/okugaihen-5.pdf](https://www.city.nagoya.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/034/193/okugaihen-5.pdf)

※マニュアルの16ページと17ページに散布前、散布中・

散布後の周知の記載例がありますので、参考にしてください。



Q:名古屋市の土地にある遊び場について、所有者の許諾はどのように得るのか。

休園届および確認書の内容を確認し、休園の決定を行うことで本市が許諾したとみなします。

なお、私有地に関しては、土地所有者の許諾を得たうえで、休園届に自署をもらってください。

Q:確認書は一度出せば、次からは提出が必要ないのか。

休園届とともに、使用の都度、ご提出いただくものとなります。

子どもの安全を最優先にしている関係上、毎回ご確認いただくことが非常に重要なことと考えています。

Q:報告書はいつまでに提出すればよいか。

休園期間終了後速やかに提出をお願いします。1週間以内を目安としてください。